

## 令和元年度 堺市バリアフリー化検討委員会 議事要旨

開催日時	令和元年10月16日(水) 午後3時～5時
開催場所	堺市役所本館3階 大会議室1・2
案件	1 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度について 2 堺市における移動等円滑化促進方針の作成について 3 車いす用駐車場等の適正利用について 4 柵・美木多駅 駅前広場(北側)にかかるエレベーターの設置に向けて 5 その他・意見交換
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度について</li> <li>・資料2-1 堺市におけるバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の策定と評価・見直しについて</li> <li>・資料2-2 堺市移動等円滑化促進方針骨子(案)</li> <li>・資料2-3 堺市バリアフリー化検討委員会規約の改定について</li> <li>・資料3 駐車場法の適正な取扱い及び「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の周知について</li> <li>・資料4 柵・美木多駅前広場(北側)エレベーターの設置に向けて</li> </ul>

### 議事要旨

#### (1) 開会

挨拶(健康福祉局長)

資料確認、欠席者・代理出席者紹介

挨拶(委員長)

#### (2) 案件

##### 1 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度について

事務局より資料1に基づき、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度について説明

委員長より基本構想・マスタープランについて補足

○委員からの意見、質疑等

##### ●岩本委員

堺市でマスタープランを作成する予定はあるのか。

##### ●前川副理事

令和2年度作成を目標に考えているところ。

## 2 堺市における移動等円滑化促進方針の作成について

事務局より、資料2-1、2-2、2-3に基づき堺市における移動等円滑化促進方針の作成について説明

○委員からの意見、質疑等

### ●三星委員長

評価会議について説明を近畿運輸局の岡本委員の方から説明をお願いしたい。

### ●岡本委員

法律の改正に伴い、移動等円滑化評価会議という制度が設けられた。評価会議とは、当事者参加のもとに法定的な会議を設けてスパイラルアップを求めているというもの。今年の2月末に第1回評価会議が開催された。全国の各団体の当事者、交通事業者の団体の皆様等に参加いただき、色々ご意見をいただいたところ。第1回の会議では移動等円滑化評価会議の下部組織として全国10のブロックに地域分科会を設置し、地域における移動等円滑化の状況を定期的に把握・評価していくことが決定した。

それを受けて、近畿地域においては今年6月14日に近畿運輸局、近畿地方整備局が事務局となり、近畿分科会を三星先生に座長をお願いして行った。地域分科会については1回目ということもあり、地域の特性をどのように全国に広めていくかという課題に対し、褒めるべきところは褒め、近畿から全国に発信することで全国の中でも温度の低いところを底上げし、また近畿の底上げを図るということになった。

9月30日には第2回の全国評価会議が開催され、10の地域の全ての分科会が6月7月に行われたため、各ブロックの代表的な意見を出しあったところ。ハード面は進んでいるがすべてをケアできていない、北海道地方においては雪が降った時についての対応をどうすべきか等、地域ごとの課題も出てきたため、今後もブロックごと又は当事者の意見交換を踏まえながらスパイラルアップを図るということで進めている。今年度末には第3回の全国評価会議が開催される予定。

### ●三星委員長

これは事務局と国の方の相談になるが、この会議の名称を堺市評価会議に変更するか検討が必要かもしれない。会議の趣旨は合致しているので大きな変化はないと思うが。

また、法改正のもう1つのポイントとして、バリアフリー情報を広く徹底する、具体的にはバリアフリーマップの作成については、本市においても必要だと思うが、岡本委員、そういうことでよろしいか。

### ●岡本委員

情報提供ということも盛り込まれているため、順次進めて頂きたい。自治体の中では先行してバリアフリーマップを作成しているところもある。そういうところを参考に、誰にとってもわかりやすい情報発信に努めて頂くことが必要。

### ●三星委員長

マップ作りはマスタープラン策定の中心課題の一つになるだろう。国の仕組みの中では事業者は情報

提供を拒否してはならないとされている。それに準拠して考えると、この委員会についても、必要な情報は事業者の方から速やかに出す必要があるので、事業者の方にはよろしくお願ひしたい。副委員長から何か加えることは。

#### ●石塚副委員長

マスタープランの作成はその都市らしさを出していくことが大事だと思う。堺市の場合は世界遺産に認定されたこともあり、ぜひそれを前面にPRするような観光バリアフリーを一つの大きなテーマに掲げるといった個性を出すといい。

今事務局からご説明のあった資料について質問がある。資料2-2の2ページ目4の「バリアフリー化推進に向けた取組み」内の(1)③セーフシティプログラムについてその内容を後ほど追加で補足説明して頂きたい。

それから、5の「バリアフリー化のさらなる拡充と検討課題」について、ここは課題ではなく方針に変えて頂きたい。また、5の中で特に(1)の「知的障害者や精神障害者に関わるバリアフリー化の促進」とあるが、国の法律も知的・精神の障害者を含むというように法改正されたことに伴い、堺市バリアフリー化検討委員会の規約改正をされる際、メンバーの中に知的・精神の障害のある方参加できるように枠組みを変えて頂きたい。(2)(3)については冒頭に申したように、世界遺産に指定され、これから外国人はじめあらゆる方々が来訪する堺市なので、ぜひ大きな柱として位置付けて頂きたい。(4)は全国的な課題でもあるので、ここは方針ではなく課題になるかもしれないが、重要なポイントだと思う。

最後に、(5)の「災害時、緊急時における要配慮者への対応」はぜひ取り組んでいただきたい。先行してマスタープランに取り組んでいる他の自治体の検討でも非常時の対応を取り組まれているところがある。堺市でもぜひお願ひしたい。災害時は非日常であるが、それは観光も一緒。観光客にとっては初めて訪れる生活空間ではない堺市は非日常空間である。観光と災害はとても遠いようで実は非日常性ということでは共通しており、これまでは日常のバリアフリー化に取り組んできたが、これからは非日常にも取り組んでいくべきということで、観光も災害もマスタープランの中にしっかり位置付けていくことが大切だと思う。

#### ●前川副理事

セーフシティプログラムの件について回答する。堺市では国連UNWomenが取り組むセーフシティグローバルイニシアティブに平成26年3月に正式に参加を表明し、27年度から女性や子供に対する暴力のない安全安心なまちづくりを目指した取り組みとして堺セーフシティプログラムがスタートしている。女性や女兒も含め、あらゆる人が安全で安心して過ごせる街づくりをバリアフリーという視点からも推進する必要があるということでこちらに記載している。

5で課題として位置付けられている部分を、方針として進める意思表示をすべきではないかという指摘については、先ほどの説明のとおり、5については平成28年3月策定の堺市バリアフリー基本構想の考え方の部分をマスタープランに記載するという提案であり、基本構想の内容をそのままお示しているところ。基本構想策定時点での検討課題となるので、今後どこまで書き込めるのかということはこの委員会の中でもご意見頂戴しながら検討したい。

●石塚副委員長

よく理解した。もう1点、次年度委員について、もし災害のことについても検討の余地があれば、危機管理室の担当部署も入れて頂きたい。これまでバリアフリー基本構想検討会議は行政計画の中でも最も横断的に実施してきた取り組みではないかと思うが、実はどこも危機管理又は緊急時対応の部署を含めて検討したところがない。内容に日常だけでなく非日常ということも含めるならばぜひ危機管理担当の方にも入って欲しいと思う。

●前川副理事

検討する。

●三星委員長

今ご提案頂いたのは災害、それから観光を含む非日常、それから情報提供について。想定されるものは他にもいくつかあるが、実はこの20年間に様々な課題が上がっており、それら全てを網羅することは大変だが、頑張っってやっていかないといけない。先ほどの知的精神発達障害者についても、その理解を市民に求めるという意味では委員に含めてもいいと思うが、詳しいことは具体的にになった時に検討したい。

### 3 車いす用駐車場等の適正利用について

事務局より、資料3に基づき車いす用駐車場等の適正利用について説明

○委員からの意見、質疑等

●三星委員長

私からも補足すると、車いす駐車場を利用する人に関して明確な規定はない。通常はどの自治体も障害者手帳を持っていればそこを利用してよいとしているが、手帳は運転能力に応じた判定ではないため、車いす駐車場の必要性とはズレが生じる。車いす駐車場は幅が3.5mあり、3.5mは車いすの方が車のドアを全開にして乗り降りできる最低必要な幅なので、車いすで移動している方々が肝心の時に利用できないという声が多くある。

また、自分は障害者手帳を持っていないが、腰が悪くて使いたいということも想定される。必要な人が使うことは良いのではないかということもあり、この制度は車いす駐車場のあり方について整理するために全国的に出来た取組み。はっきりしていることは、3.5m幅の車いす駐車場は車いすの人が使うということ。証明は大阪府が利用許可証を出し、許可証を持っている人しか使えないということを示す。その上で譲り合い駐車場を作る。譲り合い駐車場は3.5mまでは必要ないが、腰が悪いとか目が不自由とかで玄関の真横にあるとありがたいという人のために通常2.75m程度の幅の駐車場を、場所の良いところを作る。これについても利用許可証を出し、こちらは体の不自由な方は申請し、許可証を持っている人が使うというルール。必要な人も車いすの人とそれ以外の人に分け、関係ない人がルーズで使うことがないようにという取組み。

なお、譲り合い駐車区画が無い場合はグレーな部分があり、この2つの駐車場は道路交通法上に基づく措置ではないため、警察の取り締まりの範囲に入らない。警察にはいつもお願いしているが、更新時

講習等においてこの制度の趣旨をしっかりと説明して頂きたい。市は建築許可の窓口でこういう譲り合い区画の仕組みがあることを、指導もしくは要請して頂けるとありがたい。

交通バリアフリー法下では現在駐車場に関しては駐車台数200台以下の場合は50台に1台、200台を超すときは100台に1台+2台は車いす駐車場を作らなければいけないが、これは譲り合い駐車区画とは別の話であることを申し添える。

今日ご提示いただいたのは堺市としてもこの取組を推進するということか。

●前川副理事

まずは周知を図り推進するというもので、庁内で情報共有を行った。

●三星委員長

余談になるが、なるべく車いす駐車場を空けておくために、ご本人が運転をしていない場合には玄関入口付近で車いすの方は降車し、運転手は一般駐車場に停めるのが正しい利用法だと思う。私が委員となっている駐車場問題に関する国の委員会の資料がホームページにも掲載されているため、そちらも参考にいただければ。

#### 4 榎・美木多駅 駅前広場（北側）にかかるエレベーターの設置に向けて

事務局より、資料4に基づき榎・美木多駅 駅前広場（北側）にかかるエレベーターの設置に向けて実施した現地確認について説明

○委員からの意見、質疑等

●山本ニュータウン室長

ただいまの説明に関連し、その後の経過の補足を申し上げる。当日は様々なご意見を頂き、主なものとしてはエレベーターの設置位置、又は分かりやすい案内表示のあり方、歩道の勾配の修正等、頂いたご意見については現在我々が進めている設計業務に反映することが出来た。この設計業務については今年度中に仕上げる予定。来年度以降その設計内容により北側駅前広場エレベーター設置をはじめ駅前広場の再整備を進めていきたい。

●三星委員長

せっかく当事者の方に出席いただいたので参加者の生の声を順番にお伺いしたい。

●岩本委員

エレベーターが設置されるということで、他の障害者にお伝えするととても喜んでた。駅から警察のところまで足の不自由な方はエレベーターがあるととても助かるということを知った。

●土屋委員

意見を聞いていただける場を設けていただき、大変うれしく思った。マスタープランの中にも当事者参加の仕組みが計画されているということを知り嬉しく思うので、進めていただきたい。

●杉本委員

エレベーターについて、電車を降りてから障害者はどうしてもエレベーターの場所まで行くテンポが遅れ、健常者の人が使う割合が多いと感じる。駅で見ているとも健常者の人が先に乗ってしまい、車いすの人は後ろで待っている状態の時も多く、そういうことを解消できるように考えてもらえたら。

●三星委員長

最近では障害者の方に優先的に譲り下さいと書いてあるエレベーターもある。案内表示や勾配については図面では分かりにくいので、実際に現地を見ること、当事者参加の仕組みが大事だと思う。

もう一つ、昭和30～40年代に造成された日本中のニュータウンは当時高低差問題を全く考えておらず、また30代40代の若い夫婦を集めることが前提になっていたのも車いすが通れない階段がかなり残っている。その問題に対する解消法としてニュータウン地域再生が思いきった案、従来の地形にエレベーターを一つ1番肝心の箇所に作るということは全国的影響もあると思う。その辺も意識して少し対外的にも出すようお願いしたい。

## 5 その他・意見交換

○委員からの意見、質疑等

●土屋委員

案件4の当事者参加の取組は非常に良いことであり、喜んでいる。

先日、堺市文化芸術ホール、フェニーチェ堺に当事者団体として、様々な障害当事者の代表が見学会に参加した。完全に出来上がった後に見学して、どうですかというところだが、中に点字ブロックが全くない。大ホール2,000人、小ホール300人、その他各種いろんなイベントの部屋があるにも関わらず、障害者にまったく対応されてない市民会館があるのかと思い、本当にびっくりして帰ってきた。公共施設で障害者の点字ブロックがない、また音声ガイドもない、車いすも、一部のトイレしか対応されたトイレがない。まったく対応されておらず、今から使おうという施設が、こんなにバリアフリーに対応していないことに驚き、帰ってきた。何故こんな建物ができるのか、もしここに関係者の方がいれば、意見を聞かせてほしい。

●岩本委員

施設について私からもお話ししたい。私どもも見学に行き、感想は同じ。

建設前に話し合いをしたかった。堺市の方から、大阪府のガイドラインを基に建設しますと言われ、ろうあ者に対応した施設にして欲しいということも言ったが、堺市は「要望はたくさんあるので検討します」ということだけで終わった。堺市とのその話し合いは建設前にあったが、こちらから要望しても「検討します」との返事だけだった。

●三星委員長

この件について、事業者側でどなたかコメントできる方は。直接の担当者はここにいないので。

●前川副理事

この関係者がいないため、そのようなご意見があったことを伝えたい。

●石塚副委員長

意見を伝えるだけではなく、きちんと回答をすべきでは。

●三星委員長

文書で回答する方がいいのでは。今の委員のご意見は見た結果こうであるというものであるもので、正直にありのままに出すしかない。見解に反論があるならば、それを書く等、とにかく返答をとということ。

障害者の方をお招きしての見学会は事業者側の意図なのか。そうであるならば、逆にいい機会でもあり、今後の反省にしてはいかがか。指摘された点は、今からでも多少は解決・改善できるものもあるだろう。これは、どういう意図だったのか、それも分からない？

●前川副理事

どういう意図で障害当事者の方に現地確認というようなことが行われたのか、経緯も含めもう一度きちんと確認したい。事務局の方では把握していないので。

●岩本委員

変更できるのか？こういうふうに障害者の方から不便だと思っているが、こういう不便な面は直すことができるのか？

出来てからではもう手遅れかなと思うが、問題は駐車場。フェニーチェの駐車場は入る時に、機械のチケットを取る。駐車場に入って、直角に曲がり、チケットを取らなければいけないが、それがすごく遠く、曲がる時に当たってしまうような感じがして、とても取りにくい。それが不便である。

●杉本委員

私も、見学会の場で発言した。障害者用の駐車場が入口にあったが、分かりにくい。下に車いすのマークがあり、一般の駐車場に入ってから入口へ行く時に気が付いた。上の方には車いす駐車場のマークが無く、普通に通っていたら全然気付かない。チケットも、直角にだいた曲がってから取るため、取りにくかった。

ロビーにも手摺りが無く、少し休憩したい時や、足の不自由な人が長く歩くのは困難。窓際かどこかに、手摺り等少し付けて貰えたら、いいなあと思う。

アリオが建った時、全体が完成する前に見学会があり、トイレ等完成した時にはきちんと私たちの意見を取り入れ、改善されていた。人権ふれあいセンターの時もそうだが、民間が出来るのだから、市も完成する前に障害者の見学会をしてもらえたら、もう少し違ったのではないかと思う。

●土屋委員

言葉では障害者と共生社会等、素晴らしいことを謳っているが、今建設された市民会館がこのような状況で、堺市の上の人たちは今日ここで会議を開催していることすら、ご存じなのか。

このように、3人、4人から意見が出ているので、ぜひ、今ここに担当者が居なければ、直接の担当者と障害者、各団体の代表でも良いので、一度そういう話し合いの機会に取り次いでいただきたい。このまま「伝えておく」という話だけで終わってしまっただけでは、何の意味もない。

●三星委員長

今の件については謙虚に受け止め、再度のご提案は、もう一度話し合いのチャンスが欲しいという要望だが、これはどこが事業者になるのか。どこの部局が担当になるのか。

●前川副理事

担当は、文化観光局となる。ご意見は、事務局として整理をし、文化観光局に伝える。話し合いという要望もあり、事務局として最善の努力をしていきたい。

●三星委員長

経緯は分からないが、障害者の方に見てもらおうという主旨であれば、それは今後の反省にするという前向きなやり方でいいだろう。主旨が障害者ということ意識せず、市民の一般的な内覧会だとすれば、今の声は相当厳しく伝えるように。

最近では、富田林のコノミヤは、スーパーを設計段階から障害当事者の方が何人も参加し、富田林におけるバリアフリー化検討委員会にも臨時委員を指名して案件とした。修正箇所が多くあり、費用を伴わない、一見軽微と思われるが大事な修正がたくさんあった。障害者参加では、民間ですら今そこまで時代が進んでいるなかで、市の施設が「なんですか、これは」というのは、謙虚に受け止めるべき。

それから、公共的施設では、1996年の阪急伊丹駅は設計段階からユニバーサルデザインで、当事者参加を取り入れ、今の阪急伊丹駅は今もバリアフリーの駅の原型になっている。同じように神戸市のカメリアという国際埠頭にある観光船等が着く巨大浮棧橋も議論して、いいものになった。

それらを考慮すると、国の法律で定められているバリアフリーはやって当たり前であり、ユニバーサルデザインを取り入れ、相当早い時期に当事者参加でやらないと、先程から意見があるように、変更できるのかという厳しい声も飛んでくる。

事業者側の立場でものを言うと、予算と体制と時間。かなり最初の段階から当事者参加を取り入れると時間がかかること、それから人材。多少は設計のことが理解できるような当事者の方が居れば等、様々な課題はあるが、それらを乗り越えて、堺市としても考える必要がある。この問題は私も初めて聞いているので、そういうまとめ方でいいのかわからないが、先生はどう思われるか。

●石塚副委員長

これまでのバリアフリーというのは、日常生活を対象にしてきた。どちらかというと量的整備を重視してきたわけだが、バリアフリー法が改正され、これからは質の向上を図ることが大きなポイントだと思う。このような課題を当事者参画で検討する場が必要で、これからのまちづくりのいい題材にしていけばいい。まずは事務局の方で、会議の場を設けて欲しい。



●土屋委員

そのことは、どういう形で回答いただけるのか。観光課というところが担当であるということで、今、事務局としては何も答えることができないと思うが、事務局から観光課へ伝えた反応を、どの場でどういう形で、我々は知ることが出来るのか。

●前川副理事

文化観光局の方に働きかけ、要望のあったご意見等を伝えた上で、どういった取り組みができるのかということのを会議、もしくは何らかの方法で委員の皆様と連絡をする。

●土屋委員

お願いしたい。

●三星委員長

今ここにいる事務局ではそういうことしか答えようがないので。

●長尾課長

本日は施設所管の担当が来ていないので、答える立場でもないが、障害福祉関係の担当課長としてお答えする。

みなさんが施設見学に参加し、様々な思いを持っているということをし少し聞いていたので、今日午前中にフェニーチェを見に行ってきた。誤解があってはいけないので申し上げますと、施設は、当然、建築基準法、大阪府の福祉のまちづくり条例をクリアした上で、様々なバリアフリーは対応されている。ただ、みなさんが現地で見られて、まだ十分ではないと思うようなことがあったのかなと思う。

おそらく、今回の施設はいわゆる文化芸術ホールということで、施設の特性上デザインをかなり重視しているため、サインが分かりにくい部分があるのかもしれない。先程のトイレの話では、各階に多目的トイレを何個か設置しており、その中に、オストメイトとベビーベッドはあるが、車いすの方を移乗する用のベッドは3階にしか無いなど、まだまだ十分ではない部分があるのかと思う。

皆様方も、視覚障害の方、聴覚障害の方それぞれ障害の特性により捉え方も異なると思われるため、一度障害者団体連合会の方で意見をまとめて頂き、その意見を施設側の方に照会するか、あるいは今後ソフト面での何らかの対応が可能かどうかを確認するなど、もし良ければ私の方で、施設側に皆様方の意見を伝える場を、一度対応したいと思っている。

●三星委員長

要望・意見に関しては聞いてほしい、そういう場がほしいという要望であり、今の発言は法律・条令類はクリアしておく。それから、もうひとつは、いろんな方の多様な意見があり、ある意見だけではできないとか、デザインとの調整、費用との調整では苦労した点等、様々な言い分もあるということであれば、それらも含めて利用する人に納得できる形で、今の話であれば、回答と話し合いの場がほしいという点をご理解いただきたい。意見をまとめるとしたらそういうこと。

余談で、つぶやきと思って頂きたいが、市の当事者参加が弱い。本市、大阪府下ではなく全国で法律

と条令さえ満たしていれば良いということで、市の市民会館や福祉会館で、当事者参加の取り組みは近年一部の例外を除いては弱い。最先端の例で、JRの茨木駅は当事者参加として非常に素晴らしい。そういうレベルから見ると、かえって市の施設は遅れているのではないかという、僕の感想である。

謙虚に受け止めていただいて、「従来のやり方で大丈夫だった」というのは当事者の意見を聞いていないからであり、私たちのいないところで勝手に決めないでと、バリアフリーに関してはよく言われる。現に住宅を造る時に、建築設計士が家族の意見を細かく聞かずに、勝手に造る時代ではない。ユーザーの意見を聞くということであるが、ユーザーが多く意見が一致しない。よくあることだが、だからといって意見を聞かないということはあってはいけない。もしかしたら私の、みなさんの誤解であればいいとは思いますが。

### ●土屋委員

質問で、フェニーチェで言うと、エスカレーターやエレベーターの前に、今から始まるよという点字ブロックがある。私も、いろんな法律、条令、基準の誘導ブロックの敷き方等を確認しているが、駅等では誘導するための誘導ブロックが無ければ始点の点字ブロックを敷けないが、公共施設においてはエレベーター・エスカレーターの前に点字ブロックを付けなければいいと記載されている。確かにエスカレーターの前に点字ブロックがあるが、そこに繋がる点字ブロックの道がない。エレベーターかエスカレーターの前に点字があるので、法律は全てクリアしているのだろうが、目が悪いと玄関からそこまでが移動できない。

ぜひ、公共施設の中であっても、エレベーター・エスカレーターまでの誘導ブロックを付けていただきたいということ、確かに音声案内は大ホールのエレベーターに一個あるが反対側にはない。一個設置されていれば建築法はクリアするのかもしれないが、どうせなら、みんなが楽しく使いやすい町を造っていただきたい。

バリアフリー法等の法律に関わっておられる先生にお尋ねしたいことは、公共施設の中で、誘導ブロックがなく、エレベーターとエスカレーターの前だけに点字ブロックがついていれば、それは認められるのかということ。

### ●三星委員長

まず、現在の基準とガイドラインは日本中のあらゆるケースにおいて最低限しなければいけないというもの。その趣旨は、ガイドラインの中にしっかりと書き込んであるはず。最低限それらをやった上で、現場の状況の応じて必要な措置をとるとというのが、基本スタンスであり、これで十分ということは大間違いである。

基準以上の「いや、これはぜひほしい」「これはやれるのではないか」といった、当事者の方からの指摘があり、その中から本当にやるべき、あるいは、やれることを現場の方をお願いしたい。再度繰り返すが、あれは最低限基準。最低限基準を満たしていればいいという傾向が、最近特に建築物では、公的建築物で目立っており、それは遺憾である。

また、委員の発言内容で、点字の誘導ブロックについてあらゆる施設にということは、結局、建築の方の基準では書ききれない。例えば、幅が狭いところ、混雑する中、あるいは壁があるところでは壁で代用できないか等、様々なケースがある。すべてあらゆる人間の通る通路に、点字ブロックを敷かなけ

ればいけないということは、出せない。敷ける場合には敷かなければいけないということは、書き入れても良いかもしれないが、なかなかそこまで書き込めていないというのが実状である。

それから、エスカレーターについて、私の意見は国のガイドラインの意見と少し違うことは最初に申し上げる。私の意見は、エスカレーターへの誘導も現状を考えるとしてもよい、あるいは場所によってはすべきであるというふうに思う。ただし、国の方の大激論では、やはり視覚障害の方々がエスカレーターに間違って、上りと下りを間違って反対に入り込むというのは極めて危険。あるいは、正しく入ったとしても入り口のところで誤って転倒することは極めて危険なので、基本はエレベーターを使って欲しいと。エスカレーターの方には誘導しないというのが、現在の国のみなさんの考え。それは、そういうことは意見としてあろうかとは思ふ。補足すると、「よく使うからなんとか誘導して欲しい」という意見もあり、一例を挙げると、札幌の空港は、エスカレーターには侵入誘導の線上ブロックが入っている。その代わりに、誤侵入を避けるため、自動警告ブザーを二重に付けてある。それを付ければ大丈夫ではないかと私としては思っているが、現時点では安全を最優先する考え方を覆すには至っていないというのが実状。

基本はやはりケースバイケース、それから、それが本当に必要なのか、安全性も考えた現場・設計上の議論は大いにすべきであると。これが私の答えである。

車いすについては大分改善されてきたが、視覚障害の方については、まだ付き添いあるいは余程毎日通り慣れたところでないとは通れない。今この社会で電車を降りてお手洗いにいきたい時、左右どちらに行けばいいのかわからないというのが、初めて来た視覚障害の方のお一人での行動。それはスマホ等情報デバイスもよくなっているので、様々な方法で視覚障害の方が安全かつ快適に案内も含めて行動できるように。また、転落防止については、鉄道事業者が今必死に対策しているところ。一般的な建物内案内というものは課題だと思う。

#### ●岩本委員

今度、美原区に防災体験センターが設立されるようなことを聞いている。他の施設も建設予定があるのか。あれば、当事者を建設前の話し合いに参加させてほしい。

#### ●前川副理事

市民の方が消防や防災の取組を体験もできるような形も含まれた防災センターの建設が予定されているかと思う。あまり詳しくなく申し訳ない。

#### ●三星委員長

確か、美原は障害者を含めた災害弱者を考慮した防災訓練をやっていたのでは。その点で、せっかく今のようなご提案があるので、地元も受け入れてくれるかもしれない。

今、工事中でしたらそれは当然市が援助しているはずでは。

#### ●玉井委員

市の方で、池を買収して埋め立て、かさ上げして整地している状態で、私が聞いている限りでは、来年くらいには完成するという事。もちろん防災センターもその中に含まれるというふうに聞いている。

美原区に防災センターを設置するという事は、合併の条件として入っていたというふうに聞いている。

●三星委員長

それは地元のちょっとした老人センターを改装するような話ではなく、結構大きい話なので、今のご発言を、先程と同じく、今からできることなら参画したいと関係局へ伝えるように。

●前川副理事

確認して対処したい。

●石塚副委員長

神戸市にある「人と未来防災センター」は調査研究機関だけでなく防災センターを兼ねており、国のお金を多く投入している立派な建物だが、災害弱者のことはほとんど扱っていない。国内にある既存の防災センター、啓発施設は災害弱者の視点がほとんど入っていないため、今日の意見を参考に、全国初の災害弱者の視点を取り入れた防災センターを造ってほしい。

また、カリフォルニア州のマリンカウンティという県レベルの防災センターでは、防災のシステムとして災害弱者の方のニーズを受け付けるセクションを設けており、建物もシステムもインクルーシブに配慮されている。そういった例を堺市でも実現すると、全国・世界に発信できる施設になるのではないかと思う。

●三星委員長

私の記憶では美原は住民の意識も高く、いい話に繋げられるかもしれない。  
その他、ご意見ご質問等あればどうぞ。

●玉井委員

我々、介護者家族の会の中でも介護する者も介護される者も非常に高齢化が進んでいる。元気な高齢者もいるが、やはり高齢者が気軽に出て行けるスペース、高齢者が気軽に出る体制をとって頂きたい。マスタープランの中に高齢化の進展という項目が入っているが、災害時・緊急時における医療配慮者についても、高齢者を加えた上で考えて頂きたい。

●西村委員

現在、南海電車の高架化が買収に入っている。高架になるとエレベーターやエスカレーターも必要になると思うので、今日の当事者の方の意見を参考に、高架駅に対して私も意見を言いたいと思う。

●本島委員

現在、堺東の商店街は改築のために、下水路、上水路、ガス管の工事を行っており、非常にご迷惑を掛けていると思う。我々商売人もできるだけ早くきれいな商店街にしていきたいと思っているため、よろしく願います。

●三星委員長

商店街については、マスタープランの中でも民間の中小の商店、飲食店のバリアフリー化、民間の取り組み推進という内容も入ると思うのでご協力頂きたい。

それでは、本日の委員会はここで終了とする。